

宅建暗記【サエキ・リスト】 宅建業法 免許 <<#884>>

1 2以上の都道府県に事務所 ⇒ 大臣免許

2 大臣免許の申請 ⇒ 本店所在地の知事経由で申請

3 1の都道府県のみ事務所 ⇒ 知事免許

4 現在受けている免許が不適當 ⇒ 免許換えが必要

※免許換えは1、3の事務所の場所が問題となる。案内所、出張所、業務をする場所ではない。

※免許証番号が変わることに注意 ⇒ 宅建士の変更の登録を要する

5 免許換えをする場合、廃業等の届出や支店の廃止の届出は不要。

6 免許換え後の免許の有効期間は5年。 ※従前の免許の残りの期間ではない

7 免許換えの申請を怠っている ⇒ 必ず免許取り消し。「業務停止処分を受けることがある」は誤り。

8 知事免許でも全国で宅建業ができる。

9 免許の有効期間は、5年。引き続き宅建業を営む者は、5年ごとに更新。

10 免許の更新 ⇒ 免許の有効期間満了の日の 90 日前から 30 日前までの間に免許申請書を提出

11 免許の更新の申請をしたが、有効期間の満了日までにその申請について処分がなされないとき ⇒ 従前の免許は、有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なお効力を有する。その後更新された免許の有効期間は、満了の日の翌日から起算する。

12 業務停止処分の期間中でも、免許の更新の申請はできる。

13 免許の更新の申請を怠り、その有効期間が満了した場合 ⇒ 免許証の返納は不要

14 免許権者は、免許に条件を付すことができる。 ※宅建士の登録にはこのような規定はない。

15 免許の条件に違反した場合、免許を取り消すことができる。「しなければならぬ」は、誤り。

16 免許の承継という制度はない。

e.g. 株式会社Aが、宅建業者Bを吸収合併してもBの免許は使えない

e.g. 個人業者Aが株式会社Bを設立しても、株式会社BはAの免許は使えない

17 免許を受けない者は、宅建業を営んではならない(無免許事業の禁止)。

罰則あり。

18 宅建業者は、自己の名義をもつて、他人に宅建業を営ませてはならない

(名義貸しの禁止)。罰則あり。

【渋谷会】宅建講座をご利用ください

理解が足りない ⇒ 「基幹講座・宅建業法編」

本試験での解き方を知りたい ⇒ 「過去問演習講座」(2023年3月開講予定)

基本から万全の準備をしたい ⇒ 「宅建これだけで合格セット」

<https://shibuyakai.com/>